

〔測・コ様式4〕

業態調書（測量・建設コンサルタント等）

測量調査業務実績情報サービス（T E C R I S）における会社コード

公共建築設計者情報システム（P U B D I S）における会社コード

--	--	--	--	--	--	--	--

(8桁)

--	--	--	--	--	--	--	--

(8桁)

登録部門及び希望業務の確認

登録部門及び希望業務の確認	測量	建築関係建設コンサルタント業務										土木関係コンサルタント業務										地質調査										補償関係コンサルタント業務										土地家屋調査														
		測量一般	地図の調整	航空測量	建築一般	意匠	構造	暖冷房	衛生	電気	建築積算	機械積算	電気積算	工事監理（建築）	工事監理（電気）	工事監理（機械）	耐震診断	調査	地区計画及び地域計画	建設	コンサルタント	河川、砂防及び海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び地方計画	地質	土質及び基礎	トンネル	鋼構造及びコンクリート	機械	電気電子	交通量調査	環境調査	経済調査	分析・解析	宅地造成	電算業務	計算業務	資料等整理	施工管理	補償コンサルタント	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連
登録																																																								
希望																																																								

記載要領

- 1 「測量業務」における「測量一般」、「地図の調整」及び「航空測量」を希望する方は、測量法第55条の登録がなければ希望することはできません。
- 2 「建築関係コンサルタント業務」における「建築一般」を希望する方は、建築士法第23条の登録がなければ希望することはできません。
- 3 「補償関係コンサルタント」における「不動産鑑定」を希望する方は、不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録がなければ希望することはできません。
- 4 工事監理(建築)、工事監理(電気)及び工事監理(機械)については、自社の設計した事案以外の工事監理業務についても希望する場合、記載してください。
- 5 「土地家屋調査」を希望する方は、土地家屋調査士法第8条による登録がなければ希望することはできません。